

【羅臼町】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(令和3年1月)の内容並びにこれらに引き続く政府の議論等では、ICTの活用と少人数によるきめ細やかな指導体制の整備による「個別最適な学び」と、これまでも日本型学校教育において重視されてきた「協働的な学び」を一体的に充実し、子どもたちの資質・能力を育成することが求められる。

当町では、羅臼町教育大綱の3つの柱となるひとつの「学びの機会を保障し、質を高める環境の確立」により、ICTの活用推進に取り組んでいる。ICT活用による「個別最適な学び」とこれまでも重視されてきた「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るとともに、子ども一人一人の学習進度や得意不得意、興味関心など適切に把握し、教育活動が学校全体で進められるよう取り組む。

2. GIGA第1期の総括

国のGIGAスクール構想を踏まえ、令和2年度に小中学校全児童生徒分373台の1人1台端末及び全学校における通信ネットワーク等環境を整備し、学校現場における教科や学習場面に応じた、情報収集・理解・整理・発信・共有及び個別の学びのツールとして1人1台端末の日常的な利活用を図るとともに、1人1台端末の家庭への持ち帰りを可能とし、長期休業中の課題や学習ツール等を用いた家庭学習など、様々な場面で活用することで、児童生徒の学習意欲の向上及び学習環境を整備している。

GIGAスクールの運営支援を業者委託し、ネットワークトラブル等の早期解決を図り、児童生徒の学習環境に支障が生じないように努めるとともに、児童生徒に情報活用能力を身に付けさせるためICT活用指導力の養成を図った。

新型コロナウイルス感染症の感染等により長期間学校へ登校できない児童生徒の学びを保障するため、通信ネットワークが整備されていない家庭や光回線等が整備されていない地域の児童生徒については、1人1台端末の持ち帰りに加えて、モバイルルーターの貸出しを行った。

3. 1人1台端末の利活用方策

GIGA第1期において、学校での教育活動をはじめ、児童生徒が自宅学習でもICTを利用することが日常的となっており、今後もICT機器を活用した学習が必要不可欠

である。また、予備機がセットアップ済みであることから、児童生徒の端末に障害等が発生しても、迅速に予備機へ代えることができ、児童生徒個人の授業の遅れも発生しない状況である。

1人1台端末は、導入から5年が経過する時期となり、バッテリーの持続時間が短く、日常的な授業等の利活用に支障が出る場面が増えつつあることから、令和7年度において全児童生徒分に予備機を合わせた317台の端末更新を行う。

(1) 1人1台端末の積極的活用

各校の教職員がICT活用の目的を理解し、ICT活用指導力を向上できるよう、ICT活用に関する研修を計画的・定期的を実施する。

ICTに造詣が深く、教育内容や教材の知識を有する教職員に、ICT活用の各種支援や授業実践事例等の情報共有を行ってもらおう。

児童生徒が日常的に端末を利活用できる環境を整えるため、各学校のICT担当教員によるICT会議を定期的で開催し、より授業で活用しやすいアプリケーションの導入を検討する。

端末の家庭への持ち帰りを日常化し、学習者用デジタル教科書、学習ツール、授業支援ソフトウェア等を校内及び家庭学習で活用する。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

協働学習ツールである授業支援ソフトの更なる利活用を図り、ソフトウェアの検討、より協働的な授業を構築できるよう研修を実施する。

ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、指導者用デジタル教科書及び学習者用デジタル教科書等のデジタル教材を授業等において効果的に活用する。

(3) 学びの保障

1人1台端末の日常的な利活用を継続するとともに、様々な困難を抱える児童生徒に対する支援として、「不登校児童生徒の授業への参加・授業配信」、「希望する児童生徒への教育相談実施」、「障がいのある児童生徒や病気療養児等、特別な支援を必要とする児童生徒の実態に応じた支援」など、多様な場面でICTの活用を推進する。